平成２９年（フ）第３３３号
愛知県高浜市田戸町５丁目１番地35
破産者　犬塚　正道
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
愛媛県松山市和気町２丁目890番地119
破産者　石野　雅和
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７０号
北九州市小倉北区大畠３丁目７番18―301号
破産者　松本由貴子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５８６号
北九州市小倉北区熊本３丁目６番23号（203）
破産者　内田　一伸
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６０４号
北九州市小倉北区若富士町６番３―402号
破産者　反田　政太
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
熊本県阿蘇市黒川尾西2122番地、住民票上の住所熊本県天草市牛深町1522番地67
破産者　濵﨑　康治
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第２３号
熊本県阿蘇市黒川尾西2122番地、住民票上の住所熊本県天草市牛深町1522番地67
破産者　濵﨑　峰子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第２１８号
宮崎市清武町今泉甲818番地ロ
破産者　吉田　喜継
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３号
鹿児島県霧島市隼人町見次1258番地１　Ｓ．Ｒ．Ｃ見次1203
破産者　森豊むつ子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
鹿児島県薩摩郡さつま町柏原5355番地１
破産者　麻生アツ子
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原3735番地８
破産者　丸山成登志
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３７号
広島県安芸高田市甲田町上小原1241番地７、開始決定時の住所広島県安芸高田市甲田町上小原1241番地９
破産者　神田　延治
1　決定年月日　平成29年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第７７号
茨城県日立市東大沼町１丁目４番51号
破産者　小室　弘道
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１７４号
群馬県館林市富士原町1057番地28　グループホームわかば、住民票上の住所群馬県邑楽郡明和町斗合田103番地
破産者　梁瀬　弘子
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１６２２号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目５番81号　ローカルホーム201号、旧住所静岡県焼津市一色270番地の１　ランセＦＣ棟102号
破産者　西本　裕史
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６２号
埼玉県蓮田市御前橋２丁目６番６号
破産者　齊藤　友子
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
埼玉県蓮田市大字黒浜3871番地６
破産者　今井　康裕
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
愛知県清須市西枇杷島町旭２丁目39番地５　アサヒマンション101号
破産者　村井　尚典
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部